

【論 文】

カテゴリー、出来事、文化：
いわゆる「フリーズ事件」と刑事裁判を中心に

高 泉 拓

1. はじめに

本論の目的は、いわゆる「フリーズ」事件から刑事裁判の評決までを通じ、事件の理解がいかなる実践を通して成立していったかを明らかにし、現地において、「文化の違い」として事件の説明が決定的なものとなっていった様相を描き出すことにある。

いわゆる「フリーズ」事件とは、1992年10月、日本人留学生が、ルイジアナ州バトンルーージュの郊外で間違った家宅を訪問し、射殺された事件である。事件後、遺族が日本で始めた銃規制運動を求める署名運動が米国で展開していた銃規制運動と結びつき、全米で大きく関心を集め、地元メディアは国際的な問題として語り、「文化の違い」、「文化の衝突」として事件がカテゴリー化されていく。翌年行われた陪審裁判の結果、被告の男性は無罪となった。

「カテゴリー (category)」ないし範疇に対する人類学の関心は、基本的には「未開人」が、どのように近代人と異なった分類をしているのかという問いに始まった。これは「民族集団」、「専門家集団」といった違う名前に置き換わって、現在でも主要な関心事の一つである。また、儀礼研究を中心に据えた象徴人類学では、儀礼という集合的実践の宇宙観、現地独特の「正しい力／暴力的なもの」の分類化を描いた (ターナー1976; ブロック1994)。構造主義的分析、ポスト構造主義的分析においても、カテゴリーは鍵となる概念だった。例えば、未知の出来事に現地のカテゴリーが与えられ、やがてはその意味が変わっていく様相から通時的変動を描いた研究 (サーリンズ 1993)、日常の実践を可能にする「感覚≒能力」を対立的なカテゴリーの使用、適用と考えた研究 (ブルデュ 1988; 1990) がある。

ハワイにやってきたクックをどのようなカテゴリーでとらえるべきか、シカゴの博覧会にやってきたアイヌをどのような人々と理解するかといったという問題は、人類学者だけのものではない。対象たる「現地人」、「先住民」が直面する問題なのである。

エスノメソドロジーは人々(ethnos)がヒト・モノ・コト、そしてその集合体を理解する方法(methodology)を理解しようとする。そして、日常会話分析などを中心に、実践が相互に交錯しあう中で、既存の人文社会科学の「文化」、「社会」、「合理性」といったものの再検討を行い、きわめて生産的な研究を続けてきた。

そのうちの一つであり、カテゴリーの問題に関わるのが、「成員カテゴリー装置」(Sacks 1972)に関する研究である。ヒトであれモノであれ、それに帰属することが「正しい」カテゴリーは無数にある。あるヒトは、「黒人」、「女性」、「クン族」、「母親」といったさまざまな属性によって特徴づけることができ、同時にそのようなカテゴリーを当てはめることが属性をその場で規定するものである。

サククスによると、「父親」「母親」「息子」といった成員カテゴリーが「家族」という「成員カテゴリー集合」の一部となるように、ある成員カテゴリーは他の成員カテゴリー

とともにグループを形成するものとして組織化されることがある (Sacks 1972: 219)。カテゴリー集合の中でも「夫」「妻」のように、その間にある種の権利や義務が配分されていることが慣習的な知識としてカテゴリー化の前提となっている対があり、サックスはこれを「標準化された関係対」と呼ぶ (Sacks 1972: 221)。そして、サックスは、カテゴリーとその活動が規範的に結びついていることを指摘し、これを「カテゴリーに結びついた活動」と呼ぶ (Sacks 1972: 221)。彼が挙げるのは、「赤ちゃん」というカテゴリーに「泣く」という活動が結びついているという例で、これを「男性」が「泣く」とすると想定される・規定される状況が異なってくる。

ここで指摘されているのは、人びとが出来事を自他にとって理解可能なものとするという実践が、成員カテゴリー集合、標準化された関係対、カテゴリーに結びついた活動の間の規範的な結びつきを通じて成し遂げられていることである。ならば、専門家であろうと「素人」であろうと、出来事を理解可能にし、正当化する実践も、カテゴリーの使用によって考えることができる。サックスの自殺防止センターの研究では、電話を掛けてくる人物が「わたしには誰にも頼れる人がいないのです」という。職員は、結婚しているのか、両親はいるのか、親しい友人はいるのかと順序だって質問し、相互構成的に「いいえ」が返される中で、頼ることができるのは「誰もいない」(Nobody) という結論が達成される。ここでは、成員カテゴリー集合、標準化された関係対、カテゴリーに結びついた活動を双方の前提とし、結果として達成された「誰にも頼ることができない」によって自殺をする可能性があるということが相談者と職員に理解可能なものとなり、そのセンターに電話することが「正しい」とされることになるのである (Sacks 1972)。

人類学でも、ポストモダン人類学による近代人類学への批判を乗り越え、儀礼研究から日常的実践に関心が移行する中で (福島 2001b ; 田辺・松田編 2002)、「実践」に注目する方法の一つとしてエスノメソドロロジーが援用されてきた¹。エスノメソドロロジーは、会話分析を中心に「いま・ここ」にある具体的なものに着目するのであり、エスノメソドロロジーの援用はそれまで自明視され、説明の前提とされてきた「視覚」、「社会」、「コミュニティ」などが交錯する実践の中で生起する様態を描き出してきた。

例えば、グッドウィンは、「専門的視覚」において、人種差別を背景にしたと理解されている米国では有名な事件、ロドニー・キング事件²の刑事裁判と考古学の地質分析を通して、「自然な」ものと考えられている視覚が社会的に構築されていることを指摘した。キング事件は、アフリカ系アメリカ人であるロドニー・キングが、警察官数名に殴打された事件で、その暴行の様子がたまたま一般市民によって撮影されており、それが裁判の中で重要な証拠として用いられた。検察側が、地面に這いつくばってもはや抵抗できない「被害者」を、警察官たち「加害者」が暴行した決定的な証拠としてこれを扱った。これに対し、弁護側は、その映像資料を「コード化」・「強調化」・「具体的表象の産出・言述化」することで、キングが暴力的な行為を為そうとしており、警察官がそうした身体挙動を察知しそれを統御しようとする治安維持活動を示す証拠として提示した。ここで描かれているのは、「加害者／被害者」というカテゴリーとその関係を、「(注意深い)警察官／(潜在的)犯罪者」におき変える実践である (Goodwin 1996)。

森田は、タイの農業関係機器の職人を題材に、そうした技術集団が、カテゴリーおよびそれに結びついた活動として一般に理解が共有され、同時にそうした命名とそれに結びつ

いた活動によって集団が形成されている様相を記述している（森田 2007）。そしてここで重要なのは、その技能集団の生成や、技能習得過程が、所与の社会関係で育まれることを必ずしも条件としないことであり、実践、カテゴリーを通じ「社会的なもの」となっていることである。これは社会関係の存在と社会性を混同してきた視点の乗り越えである。

さらに、松村はエチオピアの農村での、様々な出自や民族、宗教の背景をもった人々の集まり、彼らのコーヒーを飲む実践とその共同性を描き出している。「～人」、「～教徒」、「～地区」といった集合カテゴリーを資源に実現される対面的な状況での人とモノが結びついたコーヒーを飲む実践が、そこでの〈関係〉を可視化する。可視化されることで、説明可能・理解可能になった〈関係〉が再帰的に集合カテゴリーや対面的状況のリアリティを形作る。このような在り方が「社会的なもの」としての共同性を生み出す足場になっているという（松村 2009）。

本稿では新聞の投書、音声と文書からなる裁判資料、筆者が行った市民アンケートやインタビューを複合的に用い法律家や一般市民のカテゴリー化の実践を記述していく。資料の使い方としては、歴史人類学の方法を参考とする。春日は、歴史人類学の可能性として、帰納的推論でも演繹的推論でもなく、限られた断片的な資料から全体を大胆に想像しようとするアブダクションを、歴史学では不可能な歴史人類学の可能性としてあげている（春日 2004）。また、宮武は、こうした視点に基づき、文字資料、口答資料、モノなど複合的な資料から、アイヌの人々の博覧会での出会いとそこでの共生の豊かな可能性を描き出している（宮武 2010）。

ルイジアナ州は、米国では「南部」、中でも「深南部」とされる。南部は、歴史家が「銃文化の中心」（Hofstadter 1970）と評したこともあるが、こうした人々と銃の強い結びつきは一般でもよく知られており、ルイジアナや南部はよき軍人の産地としても知られている。刑事裁判後の無罪評決に対して、銃規制運動をしていた被害者のホストファミリーの Ri は、「やはりルイジアナだ」と他州の法律家に言われたことを話し、妻の Ho は、事件と無罪の要因を「南部には暴力の文化があるから」としている³。また、銃による犯罪率は、全米平均との比較ではよりルイジアナ州全体が、ルイジアナ州全体でも事件の起きたバトンルージュが高かった。司法省統計によると 10 万人につき銃による犯罪が起きる件数は、1992 年では、全米平均で約 556 件、ルイジアナ州では約 984 件、バトンルージュでは約 1128 件である（U.S. Department of Justice 2008）。

2. 「フリーズ」事件から刑事裁判まで

2.1 事件と報道

1992 年の夏に、日本の名古屋市から、アメリカン・フィールド・サービスを通じ、Y が、ルイジアナ州バトンルージュにやってきた。ホストファミリーの H 家の長男である W と一緒にマッキンリー高校に通っていた。10 月 17 日、別の地区の日本人留学生が滞在する家宅で、他の留学生とともにハロウィン仮装パーティーが行われる予定だったが、その夜に事件は起きた。

翌日付の地元紙では次のように報じている⁴。

東バトンルージュ群の保安官事務所のスポークスマンによれば、セントラル

地区のホームオーナーは、土曜の夜近くのパーティを探してその男性の家にやってきた 16 歳の日本人留学生を射殺したことで告発されている。S 警部によれば、その若者はだいたい 8 時 45 分に胸を撃たれ、アール・K・ロング病院でまもなく死亡した。S 警部によれば、そのティーネイジャーと一緒に住んでいるアメリカ人学生は、パーティを探してイーストブルックサイドの 10311 にある R の正面のドアへやってきた。R の妻 B はドアを開け、ティーネイジャーにぎよつとした。彼女はボタンとドアを閉め、夫に銃を持ってこなくてはならないといった、そう警部は伝えた。その間、二人の少年はカーポートのところのドアへ行った。R は 44 口径マグナムレボルバーで武装しドアのところへやってきて、少年達に静止するよう (freeze) 言った、そう警部は話している。一人の少年が動いた時、R は発砲した、S 警部はいう。

ここで、発砲した人物 R へのカテゴリーは、「ホームオーナー」、「男性」であり、Y は「学生」「ティーネイジャー」「少年」となっている。ホームオーナーは、一般的に単なる戸建てを家持で持っている以上に、成熟した、「一人前」の人物を現地では意味している。また、家主とその敷地内での正当防衛を発砲の権利と責任を規定したホームオーナー法も存在する。違う場合では「男性」(man) がカテゴリーとしてあてられている。いずれにせよ、この「第一報」においては、年齢に基づく差異がカテゴリー間において見られるものの、それは相対立するものでもない。また、銃があること、それを用いることは、異常でも、暴力的なものとしても描かれていない。武装されることで、R に道具として従属している。

10 月 20 日には、一面で事件について複数の記事が掲載され⁵、日本の浜田総領事が検察当局に対し事件の詳細な調査を申し入れたこと、近所の住人は R が平均的な男性であると述べていること、日本ではテレビ、新聞などを通じ大きな関心を集めていることが報じられる。

10 月 24 日には、NAACP (黒人地位向上協会) が、事件を人種偏見に基づくものとして連邦捜査を要求したことが報じられる⁶。そこでは、代表の「イームズが、射殺が公民権違反に基づくものか連邦捜査官に調査を求めた。地方の陪審員は、被告が白人で犠牲者がマイノリティの場合はこれまで『無関心』だったため連邦捜査が必要であるとも断言した」とある⁷。

2.2 投書

このように事件に対する関心の規模が拡張していく中で 1992 年 10 月 31 日に地元紙に市民から寄せられた投書が掲載された。それぞれ実際の投書には、タイトル、氏名、住所が記載されている⁸。それぞれ意見も立場も異なるがいくつか記述すると以下のようになっている。

「わたしたちは銃にまつわる暴力を賛美している」でバトンルージュ在住の R・M が語るの、事件が起きたことを悲劇的と捉えつつ、R というより R の行動を生み出した社会のありようを批判している。「本質的に、恐らく定期的、無差別的、独断的に人の命を奪う所まで、私たちは銃に飢えた社会になってきている。悲しいことに私たちの多くに価値、人間の節度や命への尊厳といった原則でさえ検証、再検証を余儀なくさせるには、

最近の殺人のような事件を要するのかもしれない。」ここでは、事件を数多く起こる銃による殺人の一つとして捉え、それを反省し社会を変えることが期待されている。ここで R と Y の対立やそれへのカテゴリーは彼の結論において重要ではない。射殺をもたらした 44 口径マグナムレボルバーは、他の殺人をもたらす多くの銃の一つとして描かれ、それを欲する「わたしたち」が糾弾されている。

横浜在住の T・F の「事件に対するある日本人の見方」は、日本人の一人として事件に対する考えを述べたものである。文章の冒頭は「Y の死が彼の国中にショックの波を送った。『なんてひどい！』そして『また？』は日本人の間で典型的な反応であった」である。そして、ルイジアナ州のニューオーリンズでハンドガンを持った男に追いかけられたこと、彼が行ったレンタカーの事務所で後に銃撃戦が起きた出来事が並べられて語られ、ロサンゼルスやニューヨークでそのような体験がなかった、とした。事件は彼の体験と並べられることにより、暴力的な物事はルイジアナ州へ限定される。事件の特異性は、限定された空間に固着した性質として論じられている。

バトンルージュ在住の E・F は「悲劇の別の側面」では発砲した R への同情、米国の在り方の正当性が語られる。事件は悲劇的だったが、そういったことは世界中で起きている。一方、メディアで発砲した男性の心情を伝えるものはない。自分を守るために銃を用いた警察官や軍人は、そうする必要があるのである。メディアで知ったことだが日本でも不法な銃の使用や犯罪があるようであり、それをさておき Y の両親が米国の政府や法を批判するのは誤りである。「われわれ」は、素晴らしい憲法と修正条項を持ち、世界で最良のシステムを有している、と論じる。出来事は、「世界中で起きている」コトの一つとして処理され、世界と対置される形で R への同情が表明されている。ここでの「特殊でないこと」の論拠建ては、暴力／暴力抑止を専門化させた警察官、軍人の発砲による自己防衛である。さらには、銃所持と使用の規制を求める Y の両親に対しては、日本国内部の犯罪や社会問題がまず解決されるべきものとして提示され、米国全体がそれ自体「最良のシステム」であるとしている。その根拠は、筆者からすれば、明確ではないが、それは読み手の理解可能性を期待するもの、説明可能なものとして提示されている。

2.3 文化の違い

11 月 9 日付の地元紙、「日本人ジャーナリストは、殺人が文化の違いを示しているという」⁹ では、日本人の記者たちへの取材が掲載される。そこでは、事件は「文化の違い」によって生み出されたとする議論が述べられている。まず、日本では警察や「特別な目的」がなければ使用できないこと、「フリーズ」という言葉がほとんど知られていないこと、憲法で銃所持の権利が規定されていないことなどが報じられる。おそらく、この報道記事が、「文化の違い」として出来事の理解可能性を提示したものとしては初めてであり、結果的にはこのカテゴリーがもっとも公的なものとなっていく。また、サンディエゴで活動する日本人弁護士 H は、やや中立的な立場から次のように述べている。「自文化中心主義になりすぎないようにしよう（中略）自分の持っている社会の基準で誰かの文化を判断してはいけない」。さらには、記者である T が、日本人の多くが事件に激怒していることを報じ、「あるスポーツ紙の見出しは『Y が犬死にしたのを忘れるな』だった」と述べている。いずれにしても、ここでの日本人たちは、日本メディアの扱い方を通して、集合としての「日本人」を代弁する。そして、出来事はもはやあるローカルなものではなく、

「国際的」な、文化間の対立とする見方が生じてきている。

2.4 R一家のインタビュー

そして刑事裁判の約2週間前に、地元紙にRとその父Sのインタビュー記事「誰も傷つけるつもりはなかった」¹⁰が掲載される。弁護士Lが、そこで何を語るべきであり、語るべきでないか、刑事上の無罪へ向けた世論形成のために関与していたことは事件に関係した人物によって推測されている¹¹。Rが「普通の」人生を送ってきたことが語られる。そして、もはや彼の人生は「普通」ではない騒がしい状況になってしまっているが、それ以前は、R自体は「普通」の人物であり、かつ彼は「伝統的価値」を持った人物である。そして、静かで平穏だったRの生活は、記者たちによって追い回され、Rにとって好ましくない形で、人生を変えた。彼は起訴され、仕事を失った。そして「普通の」、「伝統的」生活において、銃を持つことも人生の一部として語られる。「私がまだとても若かった頃から、銃は私の人生の一部でした。」

事件の夜についてRは次のように述べる。「私は誰も傷つけるつもりはありませんでした。しかし、しなければいけないことはわかっていたし、決断するのにほとんど時間がなかったのです。私は、可能な最良の決定をしたと思います。」また、家族のメンバーは、事件と日本のメディアが彼を国際的な悪人と描いていることにRが精神的に打撃を受けているとした。そして報道によって知った日米間で銃規制運動が展開していることについて、父Sは「日本で銃規制すればいいのです、アメリカでは銃規制はない、必要ないのです」とした。一方、訴訟費用、生活費などについて基金が設けられ、Rにも友人の助けがあることが語られた。治安や犯罪については、Rがカーポートから若者たちによって道具が盗まれたこと、隣人が警察を呼んだが、一時間半たってようやく来たことが語られる。Rはその時警察官に「あなたたちが皆来る前に、誰かが私の家族全員を殺し、裏庭に埋めることだってできる」と言ったという。

事件に対する説明・解釈の結論は次のように「教訓」として父Sの言葉で締めくくられている。「これはすべての子供に権威に従順で、敬意を持つことを教える最高の教訓として用いることができます。もし子供たちがそれを教えられれば、誰かが止まれと言え、止まります。なぜならもし止まらなければ、あなたは殺されるかもしれない。」

Rと彼を取り巻く「普通」、「伝統」的な日常生活に、Rが発砲した44口径マグナムレボルバーを含めた無数の銃が連結されている。彼を追い回す日本の報道陣、銃規制の署名運動を行う遺族側の人々、最近の「子供たち」がそれらに対置され、対置されることでそれらが規定されている。そして、ここでは銃は現地に埋め込まれた、「普通」に配置されたヒトとモノの一部である。事件の理解可能性は、Rが被害者となった盗難事件と並置されることで生み出されている。警察への不信を示すRの言葉は、犯罪者である可能性を持つ人物、潜在的犯罪者としてYをカテゴリー化し、「可能な最良の決定をした」発砲を「カテゴリーに結びついた活動」として提示している。

3. 刑事裁判

3.1 ルイジアナ州対R

事件から約半月後、Rを起訴するかどうか決める大陪審が開かれ、故殺罪¹²で起訴が決定した。そして、1994年5月17日より陪審裁判が始まり23日に最終弁論と陪審による

無罪評決がなされた¹³。

検察側が、故殺罪に該当するとした論理の構成は難解なものとなっている。故殺罪は、意図せざる他の重罪に従事している際に、重大な不注意、「犯罪に匹敵する怠慢」が認められれば、Rに該当する¹⁴。Rが銃でYを殺したことに疑いはなく、その過程に「犯罪に匹敵する怠慢」があれば、銃器の不法な使用によって意図せざる殺人を犯したRは故殺罪となる。また、検察はそれだけではなく、銃による自己防衛の深刻な帰結を免罪化する、正当防衛法にRの行った行動が該当しないことをも立証する必要があった。ルイジアナ州では、個人が自己の危険を避けるために銃の使用によって生まれた射殺を免罪化するが、この適用範囲を住居の不法侵入まで拡張していた（酒巻 1994）。その人物が、侵入者の進入を妨害もしくは家屋から強制的に退去させるのに「致命的武器」の使用が必要であると合理的に信じる場合、正当化される。

どちらの法的判断においても共通して問題となったのは、事件当夜のRの行動の合理性である。Rの行った一連の行動が合理的（reasonable）だったか、「合理的な人間」ならば同様の状況でRと同じことをするか、「合理的な人間」というカテゴリーがRに該当することは正しいのかが争点となった。非合理的であれば、「犯罪に匹敵する怠慢」に該当し故殺罪が成立し、正当防衛法が適用されず、逆もまたしかりである。そして、何をもって「合理的」とするのかは陪審が判断するところであると同時に、検察側と弁護側の実践によって左右される。それは、この事件のような状況、具体的な人とモノの結びつきが該当するかは、抽象的な文言である法律には書き込まれていないからである。

事件の詳細について、双方に大きな議論の食い違いはなかった。

YとWは車で、Rの家にやってきて、正面のドアベルを鳴らすのが誰も応じない。すると左奥のカーポートのドアが開き、そちらの方に向かうと、Rの妻Bがドアを開けるがすぐドアが閉められた。二人が車の方に戻っていると、銃を手にしたRがドアを開けて、Yが「パーティに来たのです」といいながら接近していく。

Bはドアをボタンと閉めた後「銃をとってきて」と叫び、彼女の脅えた反応を見たRはベッドルームへ向かい銃を取り出し、カーポートのドアへ向かう。Bが背後にいる中、ドアを開けた。すると、向こうから、素早い歩みで、手を振り回しながら、何かつぶやいている人物（Y）が接近してきた。Rは銃を構え、「フリーズ」（止まれ）と叫んだが、Yは静止せず、発砲した。

検事Dの議論は、発砲以前までの過程に焦点を当て、Rがすべきだったことをせず、すべきでないことをし、「非合理的だった」とするものだった。Rは銃を手にする以前に警察を電話で呼ぶこと、Bに何を見たか問いただすこと、ブラインド越しに外を見るなど情報収集をすることができたが、しなかった。また、本当に危害を加える人物がやってきたとしたら、現地の銃の流通状況からしてもドアを開けると撃たれる可能性すらあったのである。ドアを開け、対面状況を作ることは合理的でなかった。

この「非合理的な人物」というRへのカテゴリーの使用が適切である根拠は、R自身が語った二つの言葉である。一つは、事件後に警察署へと護送される途中で保安官代理にもらした「やっちまったよ」である。もう一つは、署内での事情聴取で、最後に何か付け加えることはあるかと問われると「銃を手に外に出たのを後悔しています」と述べたことである。それぞれ、警察官が証人として出廷し、証言した。

結果的に、Y は危害を加えようとした人物ではなく、それを殺害した事実は深刻で、R は非合理的である。検事 D が主張する「合理的であること」は、自己や家族を守ることが R の目的であった場合、R の選んだ手段と行動があらゆる選択肢の中で目的に適っていること、より効率的であることだった。このような合理性に対する考え方はビジネスからスポーツまで近代社会では広く共有されていると言えるだろう。それはまた、「よそももの」として Y を描こうとする弁護側に対し、地域を超えた判断枠組みを持ち込もうとする戦略に基づいていた。R と Y が対面してから R が発砲するまで「たった」40 秒しかなかったとする弁護側に対して、検事 D はバスケットボールの例を挙げつつ正しい選択をするのに十分な時間があったと最終弁論で論じる。

NBA のプレイオフをご覧になったことがある方は、40 秒か 1 分の間に非常にたくさんのことが起きるのをご存じでしょう。1 秒か 2 秒の間に多くのことが起こり、人々は素早く情報を処理し良い選択をすることができます。間違った選択をすることもありますが、それは間違った選択をした人の失敗であり、誰の失敗でもないのです。

一方、弁護側の議論は、「局所的」(located) 合理性論に基づくものだった¹⁵。当夜の状況下では、Y が犯罪者ではないことも、「フリーズ」を理解しないことも、向けた銃に止まらないことも R は知りえなかった。R は彼の知りえた状況、局所的な範囲で合理的に行動したとする。

彼の知りえたこと、彼の感じたことが合理的な人間が同様に感じるものであったかどうかは、R を地元のごく普通の人間の一人であり、それを代表する人物として表象を構築していくことで達成した。いわば、合理性の判断基準の及ぶ空間的範囲を、バトンルーージュ、南部、米国に限定したのだ。

グッドウィン¹⁶は、警官たちのキングに対する暴行を注意深い警官の業務として弁護士が表象を構築する際に、警官たちの実践の「エスノグラフィ」と彼らの出来事を見る図式が専門家証人¹⁶によって陪審員に提供されたことを重大なポイントとしている (Goodwin 1996: 616)。警察の巡査部長が、警察官たちがどのように実践し、どのように現象を見るかについて専門家証人として証言した。それに基づき、警官たちは、地面に這いつくばったキングの一挙一動を観察し、挙動を統御しようと職務を遂行した、と論じたのだ (Goodwin 1996)。

「フリーズ」事件の裁判で、検事 D が事件当夜に限定して出来事を語ったのに対し、弁護士 L は、R の「ライフヒストリー」を提示する中で事件を語った。農場で生まれ育った R の人生は、地元の伝統に根付いたものだった。彼はよく働き、教会にも通ったが、銃を用いることはその生活の一部として語られた。事件が起きる直前に R が食べようとしていた南部料理が、何度となく強調された。彼が、暴力的でない、「良い」人物であることは、職場の同僚、近所の住民が証人に立つ中で、補強され、それらと結びつく。その中で、R の「ライフヒストリー」は、陪審員を巻き込むことを目指す地域文化の「エスノグラフィ」という性質を帯びていた。その「文化」における人間において、R の行動は局所的ながらも「合理的」だった。R は、事件以前、「若者たち」にカーポートにおいてあ

る道具を盗まれた経験について話した。

これに対立するのが、逸脱した「わかもの」、「よそのもの」であり、潜在的な「犯罪者」である。そして、Yは異常な動きをし、脅威を与えかねない「ように見える」人物という表象を構築していった。片手に何か持ち振り回して、奇妙な笑みをし、二回の接近いずれにおいても素早い動きをしたことを、Rも妻であるBも証言した。またYが通っていた高校の体育教師とダンス教室に自分の子供が通っていた女性が、その動きの素早さや仕草の奇妙さについて証言した。

以下では、伝統的な、地元の人間と「よそのもの」であるYの対比が鮮明となっている。

L:WさんとYさんを見た後、それはなんでしたか？何を観察しましたか？

B:それはあつという間のことでした

L:あなたの反応は？

B:私は脅えていました。そのように走ってくる人に会った経験はないからです
(中略)

L:その人物が近づいてくるやり方は、人々が接近する際の伝統的なやり方でしたか？

B:いいえ。人々が助けを求めて家にやってくる際には誰も怖がらせたりはしません。

そして、向けられた銃への接近は、Rに「死ぬほどの恐怖」を感じさせるものであり、合理的な地元の人間ならば誰もが感じるものであり、RからすればYは「(潜在的)犯罪者」にしか見えなかったと論じた。また、弾道学者である専門家証人は、発砲時の二人の距離は約1m～1.5mであろうと述べた。これは「ぎりぎりまで待った、危うく何かされるところだった」状況として科学的権威を持った証拠として取り扱われた。

以下は、Lの最終弁論である。家、カーポート、銃は地域やその伝統として一体化され、それに敬意を払わないように「見えた」ことは、地元の人間の誰にとっても異常で、脅威を感じさせるものだったとする。

そして合理的で理性ある人ならば、害をあなたに及ぼさない合理的で冷静な犯罪者ならば、銃という、危険を目の前にして止ります。そしてもしあなたが止まらないならば、あなたのホームオーナーに対するコミュニケーションは、恐れを知らないということしかありえません。なぜなら、私がうまくやれるからです。「あなたの銃は怖くもないし、敬意を払うつもりもない。あなたの家という聖域や、カーポートや、ボタンと閉められたドアに敬意は払うつもりはない。私を止められるもんならみてみようじゃないですか。(中略)私があなたの銃を目にしてもそのような動きで近づいていったらば、あなたは最初に何を思い浮かべるでしょう。最初に何を思い浮かべるでしょうか。最初のことは？最初のことは？最初に思い浮かべるのは、私が脅威であることです。私は脅威なのです。私が麻薬常用者であるか、気が狂っているか、単に悪人であるか、(判別不可能)であるか、あなたの想像を越えた何かかもしれません。

弁護側の戦略は極めて効果的なものだった。筆者がインタビューした遺族側の人物は判決の結果を法律家の力量の差と答える場合もあった。検察側は、ドアを開ける前に焦点化することで、謎ともいえる向けられた銃に対する Y の接近について焦点化することはなく、弁護側の合理性の基準の枠組みを地域に限定したことに十分反論することはなかった。

後に、Y の両親は民事にて R に賠償を求める訴状を提出し、民事裁判が行われ、遺族側が大勝する。そこで、遺族側の弁護をした弁護士 C は、Y の育った「日本」文化を法廷内で表象していきつつ、Y の接近した理由でありえたものを複数提示した。そして証人たちによって Y との深く豊かな交流が語られ、Y は現地のコミュニティの一員として表象された。そして R については、過去の暴力事件、銃の乱用の事実、銃で誰かに危害を加える心積もりがあったことを証拠として提出し、平均的な地元の人間、アメリカ人から「逸脱した」、「暴力的」な存在であると論じた。判決文で判事は、Y を「理想的なアメリカ人の少年」と表現した。

ここで注目しなければいけないのは、R や Y に「合理的／非合理的」、「われわれ／よそのもの」、「普通の人間／異常な人間」という図式を当てはめる際に、他方が「よそのもの」「異常な人間」であることが一方を「われわれ」「普通の人間」であるというカテゴリー化を正当化し、逆もまたしかりという形で、対立的であると同時に相互に補強しあっていることである。また、殺人という帰結の重要な一因である R の 44 口径マグナムレボルバーは、糾弾されていない。同州や米国を含めた近代の法システムが総じてそうであるように、殺人における銃は裁かれることはなく、R や Y といった人間が責任を負うこととなった。

裁判は、紙面の都合上記述は省略するが、詳細に報道されている。それは強制力を持ち公的な意見表明とみなされている。そして、「文化」という考え方に基づく語り口は、日本側の反応を交え、市民の声としての投書にも反映されていく。

3.2 無罪評決への反応

判決直後から、日米で膨大な量の報道がなされた。地元紙の一面記事では、「無罪評決という『文化の衝突』のクライマックス」¹⁷として、日本人記者、地元に住む日本人たちの声が掲載された。無罪判決が母国の市民を驚かせたとする報道記者の Y・Y のコメントとして「こういった判決は理解しがたく、受け入れがたい」と述べ、被害者の死と多くの日本人が持つアメリカが、暴力的で危険な場所だというイメージを再び強化したという。そして、評決について日米の法システムの違いについて言及した。記者の M は「私たちはアメリカ文化を理解しなくてははいけない。だがアメリカ人は見知らぬ人の (stranger's) 文化を理解しなくてはならない」とし、評決は相互理解の態度が欠如していることを示しているとした。また、記者 R は、日本で人々は驚いているとした上で、陪審員たちが説得されたのはアメリカ人が恐怖し、脅えているからだ、とした。そして、現地大学の教員である K は、「無罪評決が文化の衝突であることに疑いはない」とした。

1993年6月3日には、事件、無罪評決へのコメントとして地元紙の読者から多数の投書が寄せられた。無罪評決への賛否は一様ではなく、強調する点も異なるが、日米間の対立、文化の対立として事件から裁判結果までを捉える「結論」が顕著なものとなった。そして米国の法システムや銃、その権利を規定した法律の正当性として、太平洋戦争時における真珠湾攻撃と最終的な米国の軍事的勝利が言及された¹⁸。

バトンルーージュ市近隣のフランスリー在住の M・B は「銃を持たないことの恐怖」で、無罪評決に賛意を表明している。その根拠となるのは、「彼らの」なす犯罪の多発であり、日本人が第二次大戦でしたことを忘れていないため見知らぬ「笑顔と信用」を恐れるようになってきたことである。「もし日本の人々が米国にしばらく滞在するなら、自分と家族を守るために人々が銃を必要と感じるかわかるでしょう。今日たくさんの人が死んでいません。(中略) 毎年、大晦日に、深夜の時報で、私の夫、彼の母、そうしたい子供達は、外へ出て銃を撃ちました。それは伝統なのです。でも伝統は壊せません。日本人が第二次世界大戦で私たちの兵士にしたことを思い出し、たくさんの暴力的な映画をみてきたので、人々は、自分に向かってくる、見知らぬ笑顔と信用恐れるようになってきました。」

マモウ在住の J・S は「われわれは武装する権利を保持しなくてはならない」の中で、その事件は悲劇的だったが、それは銃を持つ権利を奪うことを正当化しないと、アメリカと銃の結びつきへの日本からの非難を批判する。「ある日本人たちが法を知らない暴力的な犯罪者たちから家族を守るためにアメリカ人が銃を所持することを非難しつつ、平和主義的なニューエイジの聖人のように公的にパレードするとしても、私たちは騙されない。私たちはまだ真珠湾のことを覚えている。」ここで、真珠湾攻撃の例を挙げることが適切であるとしたら、事件も太平洋戦争も日本人のだまし討ち(しかねないこと)に始まったという点である。

ゴンザレス在住 J・P の「それは国際的な事件ではなかった」では、事件と評決を人種差別に基づくとする見方と外国の米国への批判を退け、単に「ホームオーナー」と「不法侵入者」の問題と論じた。そして、銃規制を求め平和を語る Y の両親に対して、日本の過去と帝国主義の暴力性を指摘しこれを退けようとする。そして、最終的に、銃に関連する法律があり、裁判が行われた場所は米国であり、そこへの干渉を不当なものとして糾弾する。「事実は、ここは日本ではないことだ。日本は基本的に単一の民族からなる。ここはアメリカで、私たちの習慣と文化はアメリカ人のものだ」。

総じて、日米間、国家のレベルまで拡張した意見が多く寄せられた。それには、R、Y に対して「アメリカ人」、「日本人」というカテゴリーが決定的なものとなり、それがマスコミを通じ見知らぬ多くの人々を巻き込んだ(と市民たちが考えた)規模の大きさに比例した結果だと考えられる。そして動員されたヒトとモノの性質が、そのカテゴリーをあてはめることをより「正しい」ものとして再帰的に強化していった。もし R と Y へのカテゴリーが別なものとして収束していったなら、文化の違いによる正当化も、真珠湾攻撃に対する言及もなされなかったはずだ¹⁹。

4. おわりに

筆者は、過去約 10 年にわたりこの出来事を追いかけてつ、アメリカの銃文化について研究してきた(e.g. 高泉 2010)。だが、「銃文化」が政治的な意味合いを持ちつつ日常でも容認されていること、銃に関心はないが扱いは知っているという広範囲に及ぶあり方と定期的に射撃大会に参加するような空間的に限定された熱心なそれ(Kohn 2004)を総じて「文化」と言っているのかという戸惑いがあった。そこから生まれたのが本稿であり、文化として捉えるあり方が、現在の米国の文化においてその一部であることを本稿が示す限りにおいて、解決された。そして、「文化」という考え方が世界的に流通する現状で、

人類学の対象となる人々がどのように「文化」概念を用いるかを考慮に入れつつ、その「文化」を理解、調査、表象しなければいけないのは、どんな問題関心であっても共通しているであろう。

ライトは1998年の「文化の政治化」の中で、「古い文化概念」と「新しい文化概念」を整理した上で、ここ10年間、文化概念が政治領域、経営や経済の領域、海外の現地人によって使用されてきたことを論じている。「古い文化概念」の特徴について次のように述べている。小規模の世界を持った全体をなし、定義可能なくつかの特徴を持っていて、その中は一様で平衡状態にあり、共有された意味の体系を持っており、均質な個人から構築されている。一方、「新しい文化概念」のそれは、様々な社会関係の中の人々が自前の材料を用いて定義を行うような、動的で、境界をもたないが、整合的な体系として現れるものである、とする。彼女が例として挙げるのがカヤポ族による「古い文化概念」の戦略的使用である。アマゾンのカヤポ族は、政府のダム建設に反対するために政府と会合を取り決めた時、西洋の聴衆の支援を受け、政府に圧力を加えるべく、カメラを持った西洋メディア向けに自分たち自身の演出・企画を行った。ショーツ、Tシャツは消え、男性は胸をむき出しに、身体装飾をし、長い儀礼の踊りを舞い、彼らの文化を戦略的に演じた。カヤポ族のリーダーたちは彼らの日常生活を「文化」として客観化することを学び、政府や国際機関と交渉する資源として利用したのである（Wright 1998）。

本稿で扱われた、弁護士Lが関与したと推測されるR一家のインタビュー記事、刑事裁判中の弁論でも、古い文化概念が戦略的に利用された。それは「よそもの」にとっては理解することができず、敬意を示し、理解する努力が必要で、当人たちにとっては自明のこととされた。弁護士Lは、Rを地元の文化で育った平均的な人間として表象を形作るように、言葉を選び（適用カテゴリーを吟味し）、議論を補強する証拠を配列し、「われわれ／よそもの」、「法を守る市民／逸脱者」というカテゴリー図式を決定的なものとした。また投書に見られる事件と評決、銃を持つことの正当性は、住む人にしか理解可能なものでない「文化」として提示され、日米の対立についての言及は、その時間的規模を第二次大戦まで拡張させたのである。管見では、「銃文化」という文言自体は歴史家の1970年の論考（Hofstadter 1970）が初であり、現実には戦略的に「文化」概念が銃の権利や発砲の正当化に用いられた事例は本事例が初めてである。

ところで、ラビノーは、「コンテポラリーの人類学」（Rabinow 2008: 1-5）を提唱しているが、それは民族誌調査とは異なると言う。民族誌調査は、基本的に所与の人間集団を対象とするが、なぜ彼らが集団となったのか、ある習慣や規範をもっているとしたらなぜ持つようになるのか、という「生成」（emergence）の問題を扱わなかった。人、モノ、情報などが世界的に行き交う近代以降の世界においては、かつてなかったような出来事やモノが次々と生み出されている。しかし、その「コンテポラリー」は「近代」（modern）のエトスを持つ者が、新しいものそれ自体に心惹かれるのとは異なっている。「コンテポラリーな」人類学者は、古い要素と新しい要素が結びつく様態の「生成」と循環に関心を持ち、「今日は昨日に関してどのような違いを作り出すのか」が人類学の重要課題である（Rabinow 2008: 24）としている²⁰。

「フリーズ」事件は、メディアを通じ多大なる関心が注がれ、その刑事裁判はルイジアナ州史上最も関心を集めた裁判の一つであり、外国人の意見や反応を通じ、銃を持つこと

の自然らしさが地元の人間を含め、懐疑や非難の対象となった。その点で、これまでになかった「出来事」であったといえよう。本稿を通じて描かれたのは、数名とモノからなる対面的状況がより多くのヒトやモノ、言説を動員する過程である。そして、「文化の違い」がすべてを説明するのではなく、文化概念が実際に利用されたことであり、「文化の衝突」の図式を事件や裁判に当てはめることが突出していった。本稿では、R や Y に適用されるカテゴリーに注目してきたが、「アメリカ人」、「日本人」というカテゴリーを当てはめ、銃を用いる行動がカテゴリーに結びついた活動として理解されることが、地元はもちろん、日本からもヒトやモノをより動員し、この規模の拡大が再帰的にこのカテゴリー化を強固にした。さらに、この規模が拡大していく過程で、カテゴリー図式は決定的なものとなり、時に国家の歴史の言及を交えつつ、文化概念が利用された²¹。

もちろんルイジアナ州と愛知県、米国と日本では銃があること、それを用いることの差異は依然として存在する。それは本稿で示されたように、入り組んだ実践の中で事件や判決が「文化の違い」として理解・説明が収束していったように、日々の小さな違いの積み重ねの結果であり、長期的な時間と大規模な空間における入り組んだ実践の蓄積による結果であると考えられる。そして、事例に「厚い」、具体の学たる人類学こそが、その生成の様相を記述することができる。言い方を換えるなら、共通する生物学的特徴を有するヒトが、世界各地で、諸制約の中でゲームを繰り返す中で生み出された生の多様なあり方を、どうしてそうなったのか、どうして違う様にならなかったのかを問うことが、人類学に相応しい課題の一つではないだろうか。

謝辞

本論文の調査は、財団法人クラーク記念財団、北海道大学文学研究科の「共生の人文学」プロジェクトの支援を受けて行われた。現地調査及び文献資料の入手に際しては、とりわけ Y 君の御両親、弁護士 C 氏、東バトンルージュ群裁判所職員の協力なしには不可能だった。また、執筆にあたっては、これまでの北海道民族学会での発表、投稿した論文に対する数々のコメントが大いに参考となった。加えて、2名の査読者からは、詳細かつ的確なご指摘を頂いた。ここに記して感謝します。

注

- ¹ 現在の人類学とエスノメソドロジーの共有する問題意識、その意義については森田（2009）参照。
- ² ちなみに、1992年4月29日のキング事件の無罪評決は、「アフリカ系アメリカ人たち」によってロサンゼルス市街でロス暴動として知られる暴動を引き起こすことになる。
- ³ 2006年、筆者インタビュー。
- ⁴ The Advocate 1992/10/18 “Central man held in shooting of student”
- ⁵ The Advocate 1992/10/20 “Japan’s council general asks for shooting details”, The Advocate 1992/10/20 “Central neighbors say Peairs just an average working guy”, The Advocate 1992/10/20 “Shooting draws national attention in Japan”
- ⁶ The Advocate 1992/10/24 “NAACP asks federal probe of shooting”
- ⁷ この要求は、前述したキング事件とその無罪評決との関連が予想される。人種差別に基づいたと考えられる暴力や裁判の評決は、連邦法による処罰の対象となる。刑事裁判やそれによる法的執行が州やその下位の地位区分における法の自治に基づいているのに対し、連邦法に違反する疑いがあれば、州を跨いだ米国全体での、捜査・裁判・法的執行が行われる。
- ⁸ The Advocate 1992/10/31 “Saturday Letters”
- ⁹ The Advocate 1992/11/9 “Japanese journalists say killing underscores cultural differences”
- ¹⁰ The Advocate 1993/5/2 “I never intended to hurt anybody”
- ¹¹ 2006年、2007年筆者インタビュー。

- ¹² 殺人に対する罪状としては、第一級殺人、第二級殺人の下位にあたり、過失致死罪の上位にあたる。故殺罪は、殺人もしくは多大なる肉体的苦痛を負わせる明確な意図があるか、銃器の発砲や暴行といった重罪に該当する行為を行っている際に、必ずしも意図しなかった殺人がそれにあたる。
- ¹³ 被告は陪審裁判か判事裁判か決定することができ、R は陪審員裁判を選択した。1993 年 5 月 17 日より陪審裁判が始まり、陪審員選定に 3 日を要した後、20 日から 3 日間の公判審理、23 日に最終弁論と陪審による評決がなされた。事件への法的手続きとルイジアナ州の法制度については酒巻 (1994) に詳しい。
- ¹⁴ 裁判で検事 D が、故殺罪の例として挙げたのは、弾のこめられた銃を落とした際に、銃が暴発して誰かが死んでしまった場合である。その銃を落として死なせてしまった場合に、「犯罪に匹敵する怠慢」が十分に認められれば、その銃器使用が不法罪で、かつ意図せざる殺人であるため、その罪状で罰せられることとなる。
- ¹⁵ 全てを考慮した合理的行動は不可能であり、合理性が局所的であることについては福島 (2001a) 参照。
- ¹⁶ 特別の学識経験を有しており、それなしでは正確かつ十分な判断をすることができない専門的事項について証言する証人を指す。但し、その資格を有することを法廷で判事から認定されなければならない。
- ¹⁷ The Advocate 1993/05/25 “Acquittal climax of “clash of cultures””
- ¹⁸ The Advocate 1993/06/23 “Reader’s comment on Rodney Peairs Case”
- ¹⁹ こうした意見の他に、前述のキング事件との関連で事件と判決が人種的不平等（ここでの R は「白人」、Y は「非白人」）に基づくとして非難する意見、無罪というルイジアナ州の公的な結論とそれに賛意を示す人々を非難する意見などもあった。
- ²⁰ このような視点は、人間と非人間（モノ）の結びつきがこれまでになかった科学的知識、モノや「社会的なもの」を生み出す様相を記述してきた人類学の科学技術研究（ラトゥール 1999；森田 2007）のそれと共通している。加えて、近代におけるヒトに対する認識のモードを、アイヌの博覧会への参加という出来事と「生成」を記述することから解き明かした研究として宮武 (2010) が挙げられる。
- ²¹ カテゴリーと「生成」に関して、森田 (2007)、松村 (2009) は民族誌的アプローチによる共時的な側面に着目したのに対し、本稿はより通時的な側面に注目し、生成過程を描き出すことを念頭においた。また、用いられたカテゴリーはすでに存在したものであるが、新しいカテゴリーの「革命的」性質については、サックス (Sacks 1979) が興味深い論考を書いている。

参考文献

ブロック、モーリス

1994 『祝福から暴力へ』田辺繁治・秋津元輝訳、法政大学出版局

ブルデュ、ピエール

1988 『実践感覚 1』今村仁志・港道隆訳、みすず書房

1990 『実践感覚 2』今村仁志・福井憲彦・塚原史・港道隆訳、みすず書房

福島真人

2001a 「状況・内省・行為」茂呂雄二（編）『実践のエスノグラフィ』、pp.129-178、金子書房

2001b 『暗黙知の解剖』金子書房

Goodwin, Charles

1996 Professional Vision. *American Anthropologists*. 96 (3): 606-633

Hofstadter, Richard.

1970 America as a Gun Culture. *American heritage*. 21 (6): 4-11, 82-85

春日直樹

2004 「いままぜ歴史か—序にかえて」『文化人類学』69 (3): 373-385

Kohn, Abigail A.

2004 *Shooters*. New York: Oxford University Press

ラトゥール、ブルーノ

1999 『科学が作られているとき』川崎勝・高田紀代志訳、産業図書

- 松村圭一郎
2009 「〈関係〉を可視化する—エチオピア農村社会における共同性のリアリティ」『文化人類学』73 (4): 510-534
- 宮武公夫
2010 『海を渡ったアイヌ』岩波書店
- 森田敦郎
2007 「機械と社会集団の相互構成」『文化人類学』71 (4): 491-517
2009 「『アカウンタビリティ』と目に見える世界の探求」『文化人類学』73 (4): 499-509
- Rabinow, Paul
2008 *Marking Time: on the Contemporary of the Contemporary*. New Jersey: Princeton University Press
- Sacks, Harvey
1972 An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology. In *Studies in Social Interaction*. Sudnow, D. (ed.), pp.31-74. New York: Free Press
1979 Hotrodder: A Revolutionary Category. In *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*. G Psathas (ed.), pp.7-14, New York: Irvington Press
- サーリンズ、マーシャル
1993 『歴史の島々』山本真鳥訳、法政大学出版局
- 酒巻 匡
1994 「日本人留学生射殺事件とアメリカ刑事司法」『法学教室』160: 105-112
- 高泉 拓
2010 「誤った発砲の合理性—日本人留学生射殺事件とアメリカ」『銃文化』、『北海道民族学』6: 16-30
- 田辺繁治・松田素二編
2002 『日常の実践のエスノグラフィー語り・コミュニティ・アイデンティティ』世界思想社
- ターナー、ヴィクター
1976 『儀礼の過程』富倉光雄訳、思索社
- U. S. Department of Justice
2008 Crimes Committed by Firearms, 1973-2006. <http://bjsdata.ojp.usdoj.gov/dataonline>
(2008年12月5日閲覧)
- Wright, Susan
1998 The Politicization of 'Culture.' *Anthropology Today*. 14 (1): 7-15

(たかいずみ・たく／北海道民族学会会員)